

公益社団法人和商同窓会旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人和商同窓会(以下「この法人」という。)の役員等(理事・監事及び代議員)及び職員の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、国内旅費とする。

2 旅費の内容は、交通費及び宿泊料(食事料金を含む。)とする。

3 旅費の金額は、別表第1に定める額とする。

(旅費の支給)

第3条 この法人の役員等(理事、監事及び代議員)及び職員(以下「役職員」という。)が出張したときは、当該役職員に対し旅費を支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、業務遂行上最も経済的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合又は天災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の順路によることができなかつたときは、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求・精算手続)

第5条 出張命令を受けた者は、別に定める様式により旅費を請求するものとする。

2 宿泊を伴う出張及び特に必要と認められる旅費については、出発前に予算金額内で概算払いの請求をすることができる。

3 旅費の精算は、出張が終わった日の翌日から起算して1週間以内に行わなければならない。

(旅費の分担)

第6条 旅費の全部又は一部について他から支給される場合には、この規程により計算された金額との差額を支給する。

(上司随行)

第7条 職員が役員に随行する場合は、法人が必要と認めた場合は旅費について役員と同額の額を支給することができる。

第2章 国内出張旅費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下「運賃」という。)、急行料金、グリーン車料金及び指定席料金とする。

(1) 運賃は、その乗車に要する料金とする。

(2) 急行料金は、片道30km以上の出張の場合

(3) グリーン車料金は、役員が片道50km以上の出張の場合で、業務上必要がある場合に限る。

(4) 指定席料金は、業務上必要がある場合に限る。

(船賃)

第9条 船賃の額は、次の各号に規定する運賃、寝台料金、特別船室料金及び指定席料金とする。

(1) 運賃は、その乗船に要する料金

(2) 寝台料金は、夜間船舶を利用し出張する場合

(3) 特別船室料金は、役員が夜間船舶を利用して出張する場合で、業務上必要な場合に限る。

(4) 指定席料金は、指定席料金を徴する船舶により出張する場合

(航空賃)

第10条 他の交通機関に比べ、運賃、出張日数の短縮等経済的かつ合理的な事由がある場合、又は業務上必要がある場合は、航空機の利用を認める。

2 航空賃の額は、その搭乗に要する運賃の額による。

(車賃)

第11条 出張中に電車、バス、タクシー等の交通機関で、特に業務上必要と認めるときは、その実費を支給する。

(日当)

第12条 日当は、支給しない。

(宿泊料)

第13条 宿泊料は、宿泊日数に応じ、所定の料金を支給する。ただし、夜行車船舶を利用するときは、特別の必要がある場合以外は支給しない。なお、車船舶には航空機を含むものとする。

(研修参加旅費)

第14条 この法人の命により研修に参加する場合の旅費は、次のとおりとする。

(1) 交通費は、実費を支給する。

(2) 宿泊研修の場合には、所定の宿泊料を支給する。

(自家用車による出張)

第15条 自家用車等を利用して出張した場合で法人が必要と認めるときは燃料費及び諸雑費実費を支給する。ただし、交通費は支給しない。

(出張中の事故)

第16条 出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため、途中で日程以上の滞在をしたときは、その事実の証明ができるものに限り、その間の宿泊料を支給する。

2 やむを得ない事故により多額の出費を要し、所定の旅費をもって支払ができないときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給することができる。

第3章 補則

(役職員以外の者の出張)

第17条 役職員以外の者が、この法人の依頼により出張したときは、その者の学識、経験、社会的地位等を考慮し、役職員に準じて旅費を支給することができる。

(旅費の調整)

第18条 代表理事は、この規程に定めるところにより旅費を支給した場合に、特別の事情又は当該出張の性質上、不当に出張の実費額を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超える部分又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、代表理事が判断し必要に応じ理事会で報告する。

附 則

1. この規程は、平成28年2月6日から施行する。
2. 平成30年6月16日第2条3(別表第1)変更

別表第1(第2条関係)

(単位:円)

区 分	交通費	宿泊料上限	
		A地域	B地域
役員(理事・監事)	実 費	15,000	13,000
上記以外の職員	〃	10,000	9,000

(注)1. A地域とは、東京都及び政令指定都市をいい、B地域とは、A地域以外の地域をいう。

2. 宿泊は、中級程度の施設の利用を原則とする。

3. 宿泊料は、原則実費精算とし、別表第1の宿泊料上限を旅費精算の上限とし、この金額を超えて旅費の支給はしない。但し、法人が業務上必要と認めた場合は上限を超えて支給することができる。